

江北町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
江北町教育委員会

# 目 次

- 1 計画の趣旨・現状
- 2 目標
- 3 計画の期間
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- 5 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

## 1 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

- 本計画は「公立の義務教育諸学校などの教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和7年6月18日7文科初第793号文部科学事務次官通知。以下「公布通知」という。）で示されたとおり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年1月1日から施行されたことを受け、同法第8条に基づき策定するものである。
- 本町の教育においては、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、家庭や地域との連携のもと、将来の地域社会の形成者としての役割と自覚を高め、創造的で活力に満ち、たくましく生き抜いていける子どもの育成を目指している。  
本計画の実施を通じて、教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協働しながら、組織全体としての学校の働き方改革をより一層推進し、健康及び福祉の確保を図ることで、教育現場における業務の効率化と教育の質の向上を目指し、持続可能な教育環境を実現していく。

### (2) 本町の現状

本町では、平成31年に「江北町立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、教職員の働き方改革について業務精選等を進め縮減に取り組んでいる。また、「江北町立江北小・中学校の管理に関する規則」第12条の2（業務量管理）において（業務量の管理）1箇月について45時間以内、1年について360時間以内とし児童生徒と向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

こうした取り組みの結果、令和6年度の本町における教育職員の時間外在校等時間は、以下の通りであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る 職員の割合	月80時間を上回る 職員の割合
小学校	21時間9分	6.7%	0.0%
中学校	39時間5分	40.2%	0.0%

○ 1箇月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合が小学校で6.7%、中学校においては、40.2%と高くなっている。多様化する児童生徒の課題に対しての個別支援に関する検討会や協議、個別教材の準備等、その後の時間外の保護者対応等に対する負担が多くなっている。中学校においては、部活動指導の業務負担が大きいかことや部活動指導後に生徒保護者への連絡等時間外対応、教材準備等への負担感が大きくなっている。

○ 一部の教育職員において、長時間勤務が常態化しており、若手教員への指導体制の確保、部活動地域連携の円滑な進展など解決すべき課題も残されている。

教育職員の心身の健康保持は、教育の質の維持・向上に直結する喫緊の課題である。

## 2 目標

本計画において達成をめざす目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 年間における1か月時間外在校など時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・ 年間における時間外在校等時間を360時間以内にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の「年次有給休暇の平均取得」を14日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%以下とする。

## 3 計画の期間

令和8年度 ～ 令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

##### ■ 登下校の通学路における日常的な見守り活動

- ・ 地域の交通指導員やボランティア（江北っ子応援団）による登下校中の交通指導や定期的なあいさつ運動を推進する。

##### ■ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の

## 対応

- ・夜間における見回りについては、青色パトロールの実施、校外の巡視活動、警察が行っている見回りに委ねることとする。学校における見回りについては、原則行わないこととする。
- ・江北町交通安全対策連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

### ■ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・法的対応が必要な保護者への対応については、町の担当弁護士への相談を仲介しているが、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

### ■ 学校徴収金の徴収・管理

- ・事務職員で徴収・管理に加えて、事務補助職員を配置し業務内容の業務分担、負担軽減を図る。

## □ 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ■ 調査統計等への対応

- ・校務支援システムの活用によって、県や町から発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、町教委内においても、目的が不明確な調査や類似調査を確認し削減に努める。

### ■ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・事務職員等が参画しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。

### ■ 児童生徒の昼休み時間における安全への配慮

- ・地域ボランティアに校内の見守りを依頼し、児童生徒の休み時間の様子を見守ってもらう。緊急時の対応については、常に緊急時の対応マニュアルを確認し、いつでも対応できる体制を整える。

### ■ 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域・携を推進する。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ■ 授業準備

- ・1人1台端末の活用促進。(ICT支援員による授業支援を促進。)
- ・学習アプリや教師同士の教材ツールの共有等デジタル技術の活用を促し、教材準備や教材開発の時間縮減に努めるよう促す。
- ・教材の印刷や提出物確認など、教員支援業務員に依頼できる業務を検討し、時間短縮に努めるよう促す。

#### ■ 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・定期テストや単元テストの採点補助業務等を教員業務支援員等に依頼し、時間縮減に努めるよう促す。
- ・課題や提出物の丸付け等を地域ボランティアに依頼するなどする。

#### ■ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・学校や関係機関など、どこにもつながっていない児童生徒に対して、SC や SSW、町教育支援センターと連携を図りながら、学校へ必要な助言・支援を行う。

### (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、産業医等による面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- イ 心身の健康問題についての相談窓口を教育委員会等に設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

ウ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

エ 定時退勤日（水曜日）を週1回設定し、夏季休業期間中には町内一斉で学校閉庁日を設定する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

### (1) 進捗状況の把握と公表

ア 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎月の校長会研修会で共有する。また、定例教育委員及び総合教育会議において報告し、課題を共有する。

イ 時間外在校時間に係る目標の達成状況や年次取得状況を、年単位で把握する。

### (2) 学校への指導・支援の強化

ア 教育委員会は各学校の状況を定期的に確認し、本計画の目標達成に課題が見られる学校に対しては、速やかにヒアリングや実地指導を行う。

イ 特に、長時間勤務が常態化している教職員がいる場合や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保等が困難な学校に対しては、当該年度内に改善が図られるよう、個別支援・指導を重点的に行う。

ウ 働き方改革が進むよう、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行うとともに、やメンタルヘルスをテーマとした研修を充実させる。また、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

### (3) 多様な専門人材の確保と関係部局との連携

ア 児童生徒への多面的な支援と教員の負担軽減を両立するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどに加え、医療・福祉関係機関等の外部機関との連携を図る。

イ 健康福祉課やこども教育課子育て係等、他部局と緊密に連携し、学校だけでは支援や体制づくりが難しい課題に対して、行政全体での対応に努める。

### (4) 地域・保護者とのパートナーシップ（コミュニティ・スクールの活用）

ア 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の場を活用し、本計画の趣旨や「業務3分類」について説明を行い、地域住民や保護者の理解と協力を

得る。

(5) 計画の見直しと継続的な改善

ア 本計画は、国や県の動向、および町内の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

附則

(1) 本計画は、令和8年4月1日から施行する。